

保育施設等 利用のご案内

大切なお知らせです。利用申込みの際はお読みください。

令和6年4月以降の利用について



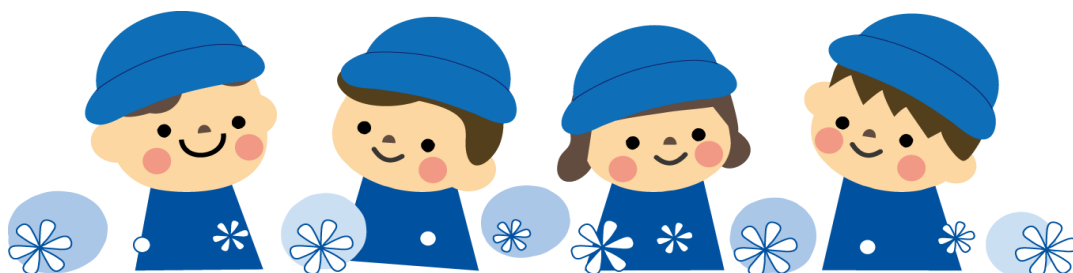
令和5年10月

いちき串木野市
子どもみらい課 子育て支援係

TEL 0996-33-5618
FAX 0996-32-3124

目次

子ども・子育て支援新制度について	P1
教育・保育を受けられる施設・事業所について	P1
教育・保育給付認定について	P2
一時預かり事業について	P2
保育を必要とする事由について	P3
教育・保育給付認定と利用の手続きの流れ.....	P4
利用手続きの流れ	P5
必要書類	P6
施設利用中に手続きが必要なことについて	P8
利用開始後について	P8
その他利用申込みについて	P8
市外の保育施設等の利用について	P9
お子さんの発達や行動、身体について心配がある保護者様へ	P9
保育料について	P10
施設等利用給付認定について	P10
保育施設等Q&A	P12
市内保育施設等位置図	P15
保育施設等概要.....	P16
申請様式(記入例)	
1) 教育・保育給付認定申請書兼現況届出書(表面)※保育部分用	P21
2) 教育・保育給付認定申請書兼現況届出書(裏面)※保育部分用	P22
3) 保育施設等利用申込書	P23
4) 税情報等の提供及び同意について	P24
5) 誓約書	P25
6) 転入に関する誓約書	P26
7) 求職活動申立書兼誓約書	P27



子ども・子育て支援新制度について

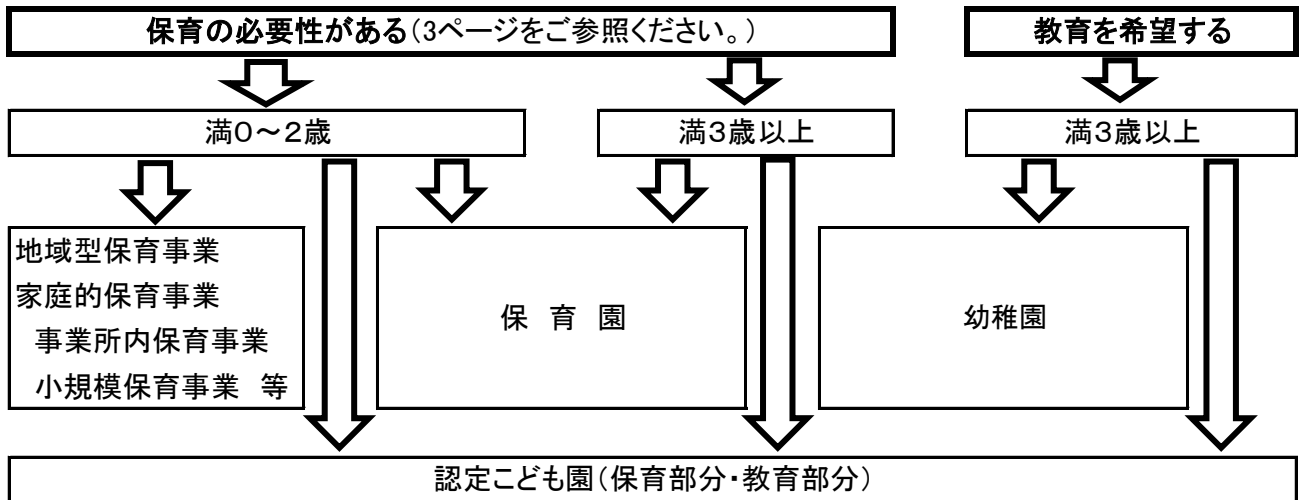
『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から全国的に施行されている制度です。

主な目的は次の3点となります。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大、確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

★教育・保育施設、事業の選択について

ライフスタイルに応じて利用できる特定教育・保育施設や事業は、次のフロー図をご参考ください。



教育・保育を受けられる施設・事業所について

下記施設の利用を希望する場合は、次ページ以降で案内する「教育・保育給付認定」を受けることが必要です。(保育施設等の一覧は17ページ以降をご覧ください。)※<>内は、市内の教育・保育施設です。

【保育園】

保育園は、保護者が就労、病気、出産、介護などの事情でお子さんを保育することができない場合において、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。

(日曜・祝日・年末年始は休みになります。また、各保育園が自主的に休園する場合があります。)

<串木野保育園・羽島保育園・浜ヶ城保育園・太陽保育園・生福保育園・照島保育園・市来保育園>

【認定こども園】

教育・保育を一体的に行う施設で、保育園と幼稚園の両方の良さを併せ持っている施設です。

<<しきの森のこども園・神村学園附属幼稚園>

【幼稚園】

小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設です。3歳児から就学前までのお子さんに対して1日4時間前後お預かりします。

<友愛幼稚園・市来幼稚園>

教育・保育給付認定について

保護者からの申請を受けて、下の3つの区分に「認定」し、教育、保育の「給付」を行います。
このため、施設や事業の利用申込に加えて、教育・保育給付の申請が必要になります。

1号認定 … 満3歳以上・教育標準時間認定

利用可能施設：幼稚園、認定こども園（教育部分）

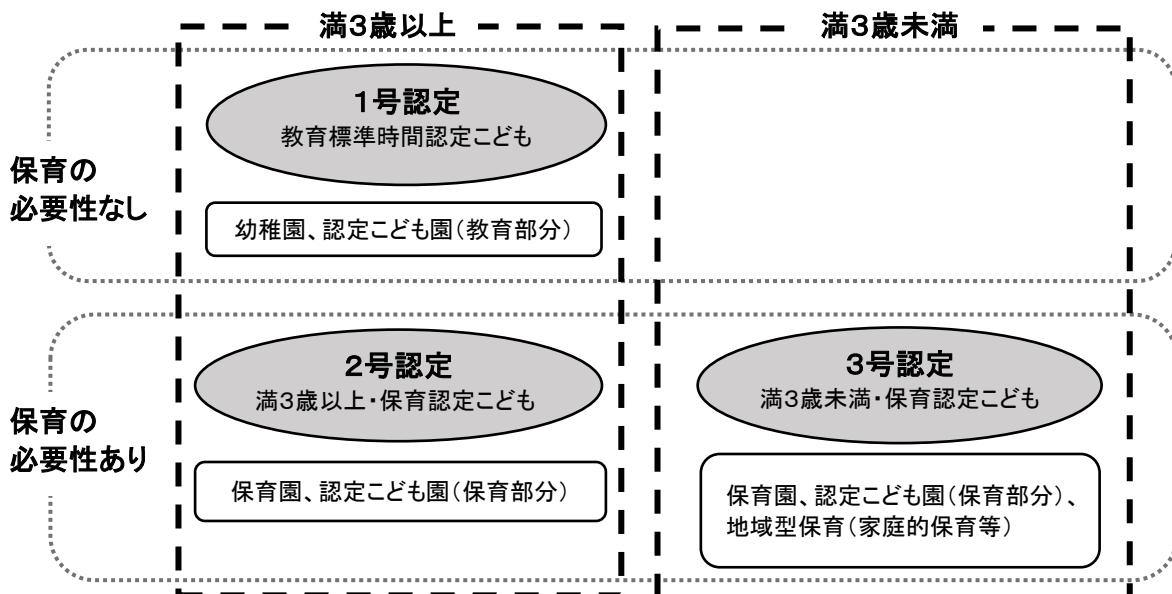
2号認定 … 満3歳以上・保育認定

利用可能施設：保育園、認定こども園（保育部分）

3号認定 … 満3歳未満・保育認定

利用可能施設：保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育（家庭的保育等）

保育施設の利用を希望する場合は、「2号認定」、「3号認定」の申請となります。また、
2号・3号認定を受けるには、次ページ以降で案内する「保育を必要とする事由」が必要となります。



★なお、「2号認定」、「3号認定」の方については、毎年、現況届出書を提出していただきます。
教育・保育給付認定通知書は、年齢到達時まで使用しますので、大切に保管してください。

一時預かり事業について

<認定を受けず、一時的に利用する場合>

※利用にあたっては、施設と保護者との直接契約ですので、希望の施設に直接問い合わせてください。

○一時預かりを行っている保育施設

保育園名	電話番号	対象	1日の利用料			
			1歳	2歳	3歳	4～5歳
羽島保育園	0996-35-0045	1歳児から 小学校 未就学児まで	2,500円		2,000円	1,500円
市来保育園	0996-36-2166		2,200円	2,000円	1,600円	1,200円
生福保育園	0996-32-3359		2,000円		1,600円	1,200円
くしきの森のこども園	0996-32-3700		2,000円		1,600円	1,200円

保育を必要とする事由について

2号・3号認定の申請時には、次の保護者の**保育を必要とする事由**を確認します。

1. 月48時間以上の**就労**をしていること
2. **出産**の直前(出産月の前2か月)から直後(**出産後8週を迎えた月の末日**)の範囲内であること
3. **育児休業**の制度がある職場で、かつ出産から1年以内に職場復帰すること
(出産後8週経過後から出産後1年間までの期間)
4. **病気**や**負傷**のため、又は精神や身体に**障害**があり、児童の保育が困難と認められること
5. 同居親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時**介護又は看護**し、保育が困難と認められること
6. 震災、風水害、火災その他の**災害の復旧**にあたっていること
7. **求職活動**、(**起業の準備**を含む)を継続的に行っていること
(認定後、3か月以内に月48時間以上の就労を開始することが条件)
8. 学校教育法に規定された**学校等に在学**しているか、職業訓練校における**職業訓練**を受けていること
9. その他、法令等に定めのある場合

※事由によって、認定される保育必要量、認定期間、必要書類が異なります。6～7ページをご参照ください。

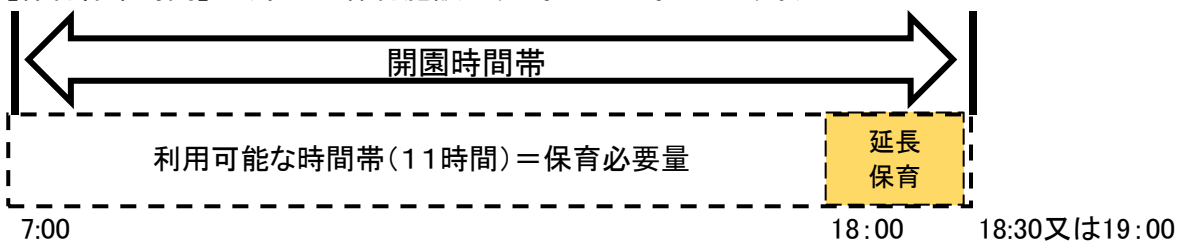
《保育必要量について》

保育の必要性あり(2号・3号)と認定を受けた場合は、その事由により、さらに「保育必要量」を認定します。認定区分は次のとおりです。

区分	利用できる保育時間
保育標準時間認定	1日最大11時間(延長保育を除く)
保育短時間認定	1日最大8時間(延長保育を除く)

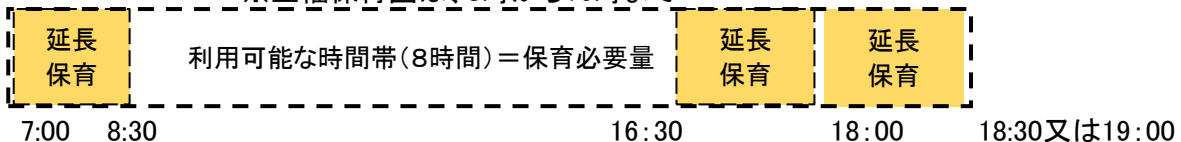
認定された必要量に応じて、保育施設の最大利用可能時間が異なります。

【保育標準時間】(市内の保育施設は、7時から18時までです。)



【保育短時間】(市内の保育施設は、8時30分から16時30分までです。)

※生福保育園は、8時から16時まで



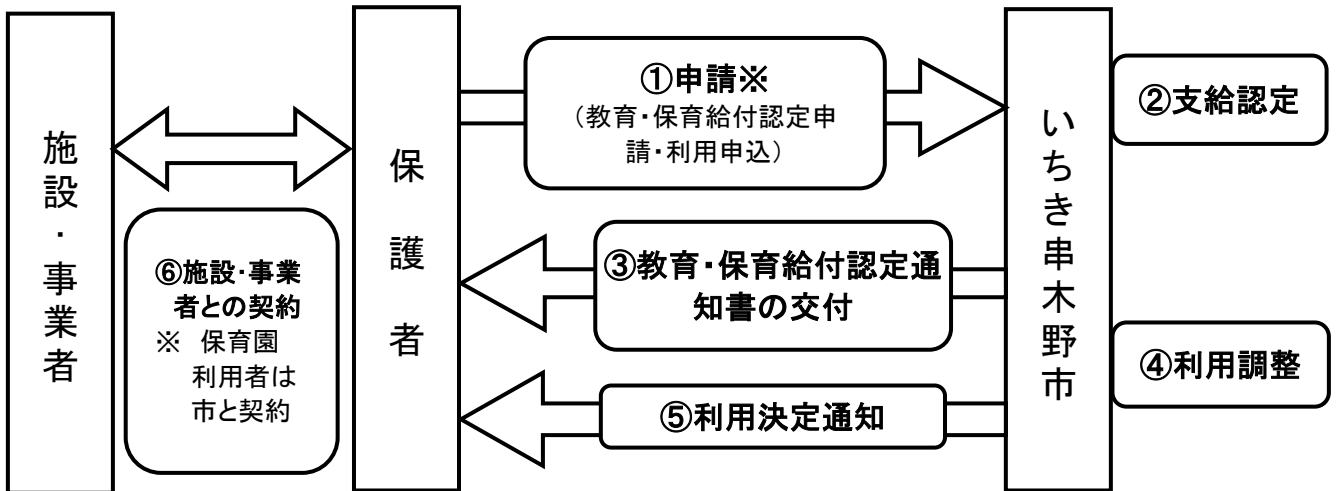
それぞれの区分で認定を受けた場合であっても、保護者が現に必要とする時間での施設利用となります。

また、お子さんの状況により、「原則的な保育時間」1日8時間(例)8時30分～16時30分までの利用をお願いすることがあります。

教育・保育給付認定と利用の手続きの流れ

【2・3号認定(保育認定)の場合】

保育園や認定こども園(保育部分)、家庭的保育を希望する保護者は、利用申込と同時に2号・3号での教育・保育給付認定の申請をしていただきます。申請の流れは下の図のとおりです。

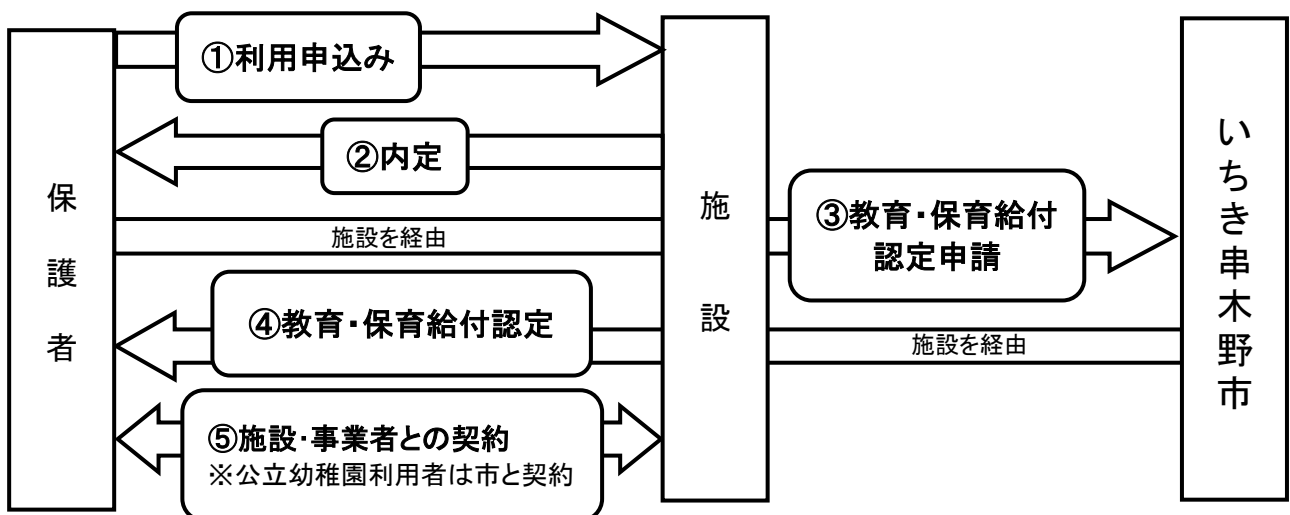


※「③教育・保育給付認定通知書の交付」は、「⑤利用決定通知」と同時に行います。

【1号認定(教育標準時間)の場合】

幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する1号認定の手続きは、原則として下の図のとおりです。

希望する保護者は、幼稚園や認定こども園で利用内定を受けた後に、施設を通じていちき串木野市に教育・保育給付認定の申請を行ってください。教育・保育給付認定通知書は、いちき串木野市から施設経由で交付されます。



保育施設の利用手続きの流れ

事前見学を行い、園の方針や実費費用、雰囲気等をご確認ください。

【見学】

希望する施設の見学ができます。(各施設にお問合せください。)

【教育・保育給付認定・保育施設利用の申込】

教育・保育給付認定と保育施設等利用の申込は、同時に行っていただきます。

幼稚園から保育園の希望や保育園から幼稚園への希望などが変わる方は、事前に相談ください。

保育料を算定するために年末調整や確定申告、市県民税申告等を行った上で、申込みください。□

不足書類がある場合は、認定ができませんので、ご注意ください。

令和6年度 保育施設利用申込の締切日		
利用希望月	締切日	備考
令和6年4月	令和5年11月末	11月中に提出された方を優先し、保育施設利用の調整を行います。
令和6年5月～12月	利用希望月の前々月の末日	
令和7年1月～3月	令和6年11月末	

【教育・保育給付認定】

教育・保育給付認定を受けた方には、「教育・保育給付認定通知書」を市から交付します。

令和6年4月1日利用の教育・保育給付認定通知書及び利用承諾書は、2月下旬頃に交付します。

【保育施設利用の可否】(保育施設利用の調整)

※利用の優先順位は、申込の順番で決定するものではありません。

保育の必要性を点数化し、高いお子さんから利用を承諾することになります。

希望施設に受入れの余裕がない場合など、ご希望に添えないことがあります。

★申込書記載の施設以外は利用調整しません。複数の施設を希望する場合は、第2希望以下についても申込書へ必ずご記入ください。

【結果】

4月1日からの希望の方は、保育施設利用承諾書または入所保留通知書を2月下旬頃に交付予定です。

年度途中で申込をされた方は、利用希望月の前月20日前後に通知書を交付します。

入所保留となった場合は、申請の変更や取下げをしない限り、受け入れが可能になった場合に、再度利用調整の対象としますので、年度内に利用希望のある場合、改めて申請する必要はありません。

【説明会】・【契約】

施設の利用が決定しましたら、施設で入所に関する説明を受けてください。

お子さんの面接などもありますので、必ずお子さんと一緒にご参加ください。

保育園以外の施設は、保護者と施設との契約を行います。保育条件や実費徴収金などをふまえて、お子さんを預かる・預けるという双方の意思(合意)を確認します。

【施設での利用開始】

原則、毎月1日が利用開始日(日・祝祭日含む)です。

【慣らし保育】

利用開始当初から慣れない環境で1日過ごすことは、お子さんにとって大変な負担になります。

お子さんの負担を軽減するため、施設との話し合いによって、保育時間を徐々に延ばしていきます。

慣らし保育は利用開始日(毎月1日)から始まり、期間はお子さんの状況により保育施設が判断します。慣らし保育の期間中はお子さんのお迎えが早くなりますので、ご注意ください。

※ 利用開始日より前に慣らし保育をすることはできません。

必要書類

(不足書類がないかご確認ください)

申込みの際には、次の書類をご提出ください。

- ① 教育・保育給付認定申請書兼現況届出書
- ② 保育施設等利用申込書
- ③ 税情報等の提供及び同意について
- ④ 誓約書
- ⑤ 保育を必要とする事由を確認するための資料 ※
- ⑥ 該当する場合のみ必要となる資料 ※
- ⑦ 転入に関する誓約書(転入予定の方のみ)

★保育実施(希望)の最長期間(早見表)

生年月日	最長保育実施(希望)期間
H30.4.2生～H31.4.1生	R7.3.31まで
H31.4.2生～R2.4.1生	R8.3.31まで
R2.4.2生～R3.4.1生	R9.3.31まで
R3.4.2生～R4.4.1生	R10.3.31まで
R4.4.2生～R5.4.1生	R11.3.31まで
R5.4.2生～R6.4.1生	R12.3.31まで
R6.4.2生～R7.4.1生	R13.3.31まで

※保育施設等利用申込書の「利用を希望する期間」に記載

※⑤、⑥の資料につきましては、6～7ページの説明をご参照ください。

【注意事項】

- ・ 子どもみらい課 子育て支援係指定の書類に記入のうえ提出してください。
- ・ 書類の提出後に、確認事項がある場合など、連絡の上で新たな書類の提出を依頼することがあります。
- ・ 提出いただいた就労証明書について、就労実態を事業所に伺うなどの調査を行うことがあります。
- ・ 提出いただいた書類は一切返却できません。必要がありましたら提出前にコピーをしてください。

⑤保育を必要とする事由を確認するための資料・認定される保育必要量・認定期間について

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の妻・夫

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
月48時間以上就労する	月48時間以上月120時間未満の就労 …保育短時間 月120時間以上の就労 …保育標準時間	就労証明書の契約期間の有無等に基づき決定	・就労証明書 (子どもみらい課指定の書類)
母親が <u>出産の前後</u> である	保育標準時間での認定	出産月の前2ヶ月から出産後8週を迎えた月の末日の範囲内	・母子手帳(写)
育児休業を取得している	保育短時間での認定	育児休業期間(ただし、1年以内の職場復帰の場合)	・就労証明書 ※育児休業の欄にも必ず記入してもらってください。
疾病にかかる、 <u>負傷</u> している、または精神・身体に障害を負っている	保護者の必要量に応じて認定	完治等により事由が解消するまで	・疾病・負傷の場合⇒診断書(意見書) ・障がいの場合⇒障害者手帳等の(写)
同居の親族(長期入院等を含む)を <u>常時介護・看護</u> している	保護者の必要量に応じて認定	看護・介護を継続している間	・各ケアプラン ・サービス等利用計画 上記以外の方 ・診断書(意見書)
震災、風水害、火災等の <u>災害復旧</u> に当たっている	保育標準時間での認定	災害復旧に従事している間	・罹災証明 ・状況説明書
継続的に <u>求職活動</u> や <u>起業準備</u> を行っている	保育短時間での認定	効力発生日(入所日)から3か月目を迎える月の末日まで	・求職活動申立書兼誓約書 ・雇用保険受給者証(写し) ・ハローワークカード(写)
学校教育法に規定された学校や職業訓練校に <u>在学中</u>	保護者の必要量に応じて認定	卒業(修了)予定日を迎える月の末日まで	・在学証明書 ・カリキュラム ・訓練指示書等

⑥該当する場合のみ必要となる資料 《対象者》⑤と同じ

	対象者の状況	必要書類
該当する場合のみ必要となる書類	保護者が自営業の場合	就労証明書 税情報の確認ができない場合や起業して間もない場合等 …売上がわかる明細、チラシなど
	保護者が農業に従事している場合 ※農業従事中心者が農業により収入を得ていることが必要。	就労証明書 農業に従事して間もない場合 …農器具購入領収書・納品伝票など
	保護者が家庭内職に従事している場合	就労証明書 内職の実績確認ができる資料 …給与明細及び納品伝票写しなど
	保護者が育児休暇からの復職のため、保育施設の利用申込をする場合 または、育児休暇中で上のお子さんの利用申込をする場合	就労証明書 …休暇期間が記載されているもの。事業主が証明。
	兄弟姉妹が保育施設の利用をせず、幼稚園・認定こども園・児童発達支援事業所などを利用している場合	保育施設の利用をしないお子さんの「在園証明書」 …任意の書式で可(子どもみらい課 子育て支援係作成の書式有)
	就学前の兄弟姉妹が認可外保育施設などに入所している場合	認可外保育証明書 …児童名や施設名等が明記されたもの (子どもみらい課 子育て支援係作成の書式有)
	生活保護を受けている場合	生活保護証明書 …同居世帯全員の名前が記載されたもの
	外国の国籍の方で就労ができない在留資格の場合	資格外活動許可証
	離婚協議中で相手方と別居をしている場合	離婚協議中であることを証する公的書類の写し
1月1日現在、市外に住んでいた場合 ※原則、教育・保育給付認定申請書の個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。	該当年度の市民税所得課税証明書 (申請書にマイナンバーを記載しない方)	



施設利用中に手続きが必要なことについて

手続きが必要な事項	提出が必要な書類等
・ 就職 した(職場が変更になった)場合	就労証明書 変更認定申請書(求職⇒就労)
・ 離職 し、 求職中 となった場合	求職活動申立書兼誓約書 変更認定申請書(就労⇒求職)
・ 婚姻・離婚、転居 などや世帯の状況が変わった場合	子どもみらい課へご連絡ください。
・利用申込を 取り下げる 場合(利用施設が決まる前)	利用申込取下申出書
・ 転出 や 保育を必要とする事由がなくなった 場合 ※転出後も引き続き在園する場合は、必ず事前に相談ください。 (転出先の市町村での手続きが必要となります。)	退所届
・ 認定区分の変更 をする場合(1号認定⇔2号認定) ※認定こども園の場合、1号認定に変更すると、同施設の2号認定での利用ができなくなる恐れもあります。事前に施設に相談した上で市にご相談ください。	変更認定申請書

利用開始後について

1) 延長保育

延長保育は、就労時間等の関係で、やむを得ず認定された保育必要量よりも長くお子さんをお預けになる場合にご利用いただけます。施設の利用が決定後、各施設で手続きをしてください。

別途利用料が必要です。詳細は、入所決定後に直接各施設にご確認ください。

2) 施設変更(転園)

やむを得ない事情がある場合に限ります。

3) 保育の利用の解除

心身の状況により集団保育に耐えられない場合や長期欠席の場合、または保育の必要性が無くなり、認定取り消しとなる場合、市長や園の指導に従わない場合等は、保育の利用を解除(退園)させていただきます。

4) 里帰り出産

市外の保育施設等の利用をする場合(9ページ参照)、いちき串木野市の施設を退所する必要がありますので、事前にご相談ください。

その他利用申込みについて

◆ 育児休暇明けでお子さんの利用申込みをする場合

利用開始は、育児休暇の職場復帰日より異なります。原則、次の取り扱いを行います。

- ・月の1日から15日の間に復帰する場合は、前月の1日から利用の対象です。
- ・月の16日から31日の間に復帰する場合は、当月の1日から利用の対象です。

(例)10月1日から15日の間に復帰の場合、9月1日からが利用の対象です。

また、利用開始後に、会社発行の就労証明書をご提出いただく場合があります。

市外の保育施設等の利用について

市外に転出する予定がある、または里帰り出産などの理由の他、勤務地等を理由として、いちき串木野市に住民登録のある家庭が市外の保育施設等を希望することができます。

※申込の前に希望先市町村の保育施設等利用担当課へ次の事項をご確認ください。

- ① 申込締切日
- ② 必要書類
- ③ 希望する施設の空き状況
- ④ 申込する際の注意点
- ⑤ 他市町村からの利用制限(他の市町村からの利用に制限を設けている市町村あり)

【申込先】

いちき串木野市子どもみらい課 子育て支援係

市から希望先市町村への協議のため、利用希望日の2ヶ月前までに申請してください。

【利用調整】(入所の可否について)

保育施設等のある希望先市町村で選考を行います。ほとんどの市町村において、住民登録のある方が優先的に利用できるような制度を設けています。希望理由によっては申込みに制限がかかることや、希望施設に空きがあっても市外在住者は利用できないことがあります。

●転出予定の方

いちき串木野市からの申込は、仮申込となりますので、転出後に改めて転出先市町村で申込んでください。☒

●申請取り下げについて

市外の保育施設等の申請の必要がなくなったときは、速やかに利用申込取下申出書をいちき串木野市子どもみらい課 子育て支援係へご提出ください。

お子さんの発達や行動、身体について心配がある保護者様へ

言葉が遅れている？ 落ち着きがなくて心配・・・ 身体に障害があるけど保育施設は大丈夫？

以上のようなことで心配があるお子さんについて、いちき串木野市では障がい児保育を実施しています。

1)障がい児保育について

現在、いちき串木野市の保育施設では、障がい児保育を実施している施設があります。

※詳しくは、しおりの保育施設等概要の特別保育等の実施予定の欄をご覧ください。

【注意事項】

➢ 保育施設は療育機関(児童発達支援事業所)ではありませんので、専門的な療育を必要とされるお子さんについては、それぞれの専門機関や施設にご相談ください。

- 相談先
- 福祉課 障がい者等基幹相談支援センター(☎:0996-33-5623)
 - 健康増進センター(☎:0996-33-3450)
 - 県中央児童相談所(☎:099-264-3003)
 - 県こども総合療育センター(☎:099-265-2400)
 - 児童発達支援センターてんがらん(☎:0996-33-1032)
 - 多機能型事業所てのんかん(☎:0996-33-0246)
 - あいあいスペース(☎:0996-29-5230)
 - 児童発達支援 なーちゃ(☎:0996-29-3191)
 - 児童発達支援 preseed(プレシード)(☎:0996-32-6106)
 - 相談支援センターてんがらん(☎:0996-33-0211)
 - 相談支援事業所 スマイルスペースi(☎:050-3307-1366)

➢ すでに療育機関に通所されているお子さんは、保育施設等の利用申込について、事前に通所先(児童発達支援センター・児童発達支援事業所・障害児相談支援センター)に相談してください。



保育料について

※令和5年4月1日から保育料を無償化しました。

国において令和元年10月1日から3歳以上と、住民税非課税世帯の0歳から2歳まで児童の保育料の無償化がスタートしました。(幼児教育・保育の無償化)

令和5年4月1日から、子育て支援の充実のため、国の無償化の対象とならない、住民税課税世帯の0歳から2歳までの児童の保育料を市独自で無償化しました。

幼稚園・認定こども園(教育部分)

無料

保育所・認定こども園(保育部分)

3歳以上

(年度当初年齢)

無料

※給食費(副食費)については、施設で徴収があります。

3歳未満の
課税世帯

3歳未満の非課税世帯

無料

無料(市独自)



預かり保育等の無償化のために必要な認定です。

施設等利用給付認定について

施設等利用給付とは、幼児教育・保育の無償化に伴い創設された給付制度です。無償化による給付を受けるためには、認定を受ける必要があります。認定の区分と対象施設・事業は以下のとおりです。

(新)1号認定 … 年度当初満3歳以上で、新2号認定こども・新3号認定子ども以外のもの

利用可能施設: (未移行)幼稚園 (いちき串木野市にはありません。)

(新)2号認定 … 年度当初満3歳以上で、保育の必要な事由に該当するもの

利用可能施設: 認定こども園・幼稚園の**預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業**

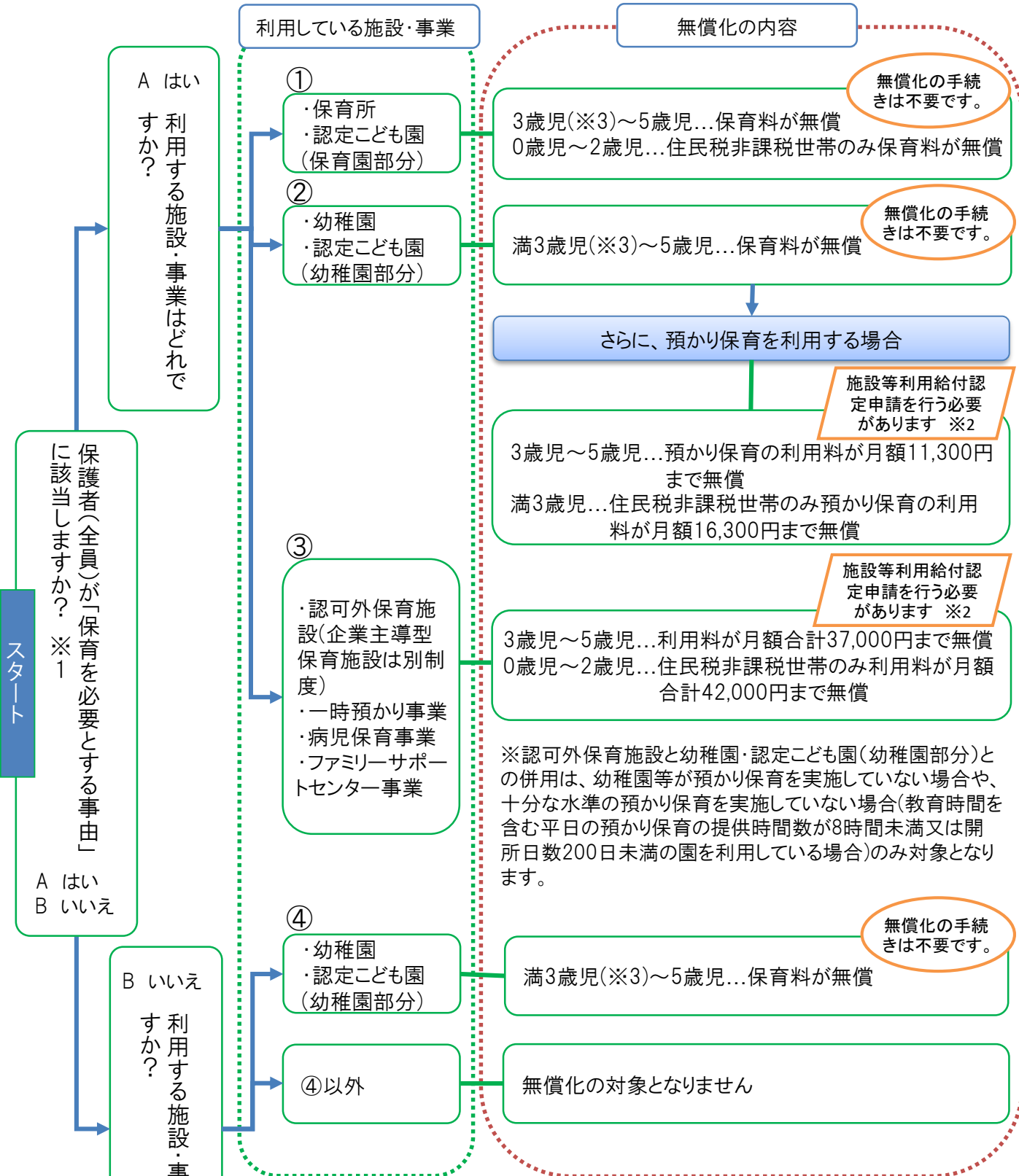
(新)3号認定 … 年度当初満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、住民税非課税世帯のもの

利用可能施設: 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

※教育・保育給付認定(2号・3号)の保育所、認定こども園を利用している方は、併用できません。

※次のページのフロー図に従い、申請が必要な方は、利用施設に相談の上、申請してください。

幼児教育・保育の無償化の制度と必要な手続きは？



※1 「保育を必要とする事由」とは？

保護者(全員)が、就労(月48時間以上)、疾病・障害、妊娠・出産、介護・看護、就学などで保育ができない状態にあることをいいます。

※2 施設等利用給付認定申請とは？

無償化の対象者となるためには、施設等利用給付認定を市から受ける必要があります。申請書などは、各施設を通じてお渡します(病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業は市役所でお渡します)。

※3 3歳児と満3歳児の違いは？

3歳児...3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども

満3歳児...3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの子ども(2歳児)

保育施設等Q&A



教育・保育給付認定について

Q1、教育・保育給付認定の有効期限はいつまでですか？

A1、1号(教育標準時間)認定を受けた場合は、教育・保育給付認定が効力を生じた日(効力発生日)から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となります。

2号(満3歳以上・保育)認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間が有効期間となりますが、保育を必要とする事由により異なります。

3号(満3歳未満・保育)認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間が有効期間となりますが、保育を必要とする事由により異なります。

※3号認定者が、満3歳に到達した場合には、2号認定の認定証を市から送付します。
(保育を必要とする事由に変更がない場合)

Q2、共働きで幼稚園と保育所を併願する予定ですが、どのような手続きをすればよいのですか？

A2、幼稚園の利用手続きは施設経由で行っていただきます。保育施設の利用手続きについては、市の教育・保育給付認定を受けた後に市による利用先の調整を受けることとなります。共働きで月48時間以上の就労に該当する場合、幼稚園利用対象である3歳以上のお子さんについては、基本的に「2号(満3歳以上・保育)認定」で申請していただきます。しかし、最終的に幼稚園の利用を選択した場合は、「1号(教育標準時間)認定」への切り替えをします。一方で保育施設の利用を選択した場合は「2号(満3歳以上・保育)認定」が継続することとなります。

Q3、「保育標準時間」と認定された場合、必ず毎日11時間以上の利用ができるのでしょうか？

A3、保育必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて変わります。(6ページ参照)ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最大で施設を利用することができる時間」となります。実際の利用時間は保護者の就労などの実態に応じたものとなるため、保護者が育児短時間勤務等の制度を利用しているなど、認定された必要量に満たない利用となる場合があります。

Q4、教育・保育給付認定の申請手続きをした際に書類が足りなかった場合、認定されますか？

A4、認定申請の手続きの際に、不備書類があった場合は、保育施設利用を希望する月の申込み締切日までに書類を子どもみらい課 子育て支援係にご提出ください。書類が不足していると、確認ができないため、書類がそろった時点で教育・保育給付認定の申請をしていただきます。

Q5、教育・保育給付認定の申請から、認定通知書の発行までどれくらいの時間がかかりますか？

A5、認定の確認作業に時間を要することから、教育・保育給付認定通知書の交付は、入所決定通知書を送付する際に同封します。
ただし、認定ができないことが確認された場合は、利用調整の結果を待たずに、すぐに保護者に通知します。

Q6、子が3歳以上ですので、認定こども園を申請予定です。その場合は、2号認定から1号認定、あるいは1号認定から2号認定の変更申請はいつでもできますか。また、変更した場合、同施設を継続して利用できますか？

A6、教育・保育給付認定の変更申請については、いつでもできますが、施設に空きがないと施設の利用ができませんので、必ず事前に施設に相談した上で市役所子どもみらい課子育て支援係へご相談ください。なお、1号認定から2号認定への変更については就労状況の変化等、保護者の状況に客観的な変化があり、教育・保育給付認定の変更の必要が生じた場合を想定していますので、単に保護者の希望が変わったことだけを理由として教育・保育給付認定の変更を申請された場合には、変更できない場合があります。



利用申込みについて

Q1、在園児の利用は保障されますか？

A1、国の通達においては、「在園を保障することが適当」となっていることから、本市においても原則保障されます。ただし、保育料の滞納がある場合や市長の指示に従わない場合等については、継続利用を保留あるいは別の園へ転園していただく場合もあります。

Q2、第2希望の人より第1希望の人の方が入りやすいのですか？

A2、利用の可否は、保育の必要性を点数化し、その点数が高いお子さんから利用を承諾しています。第2希望の人でも保育の必要性が高い方が優先されます。

Q3、現在、求職中ですが、利用することができますか？

A3、求職中であっても保育施設の利用申込は可能ですが、就労等保育の必要性の高い方が優先となります。

また、原則として、教育・保育給付認定を受けた後3か月以内に就労証明書をご提出いただけないときは、認定が取り消されるため、施設に在籍している場合でも、その月の末日をもって利用終了(退園)となります。

Q4、保育施設を利用できなかった場合、毎月申込みをする必要はありますか？

A4、利用できなかった場合、最初の利用希望月に限りその理由を電話で連絡します。

翌月以降も引き続き希望する場合は、その年度中は新たに申込の必要はありません。

ただし、就労状況・家庭状況・児童の健康状況等に変更があった場合は、子どもみらい課 子育て支援係まで必ずご連絡ください。この場合、教育・保育給付認定の内容に変更が生じることがありますので、状況に応じて、手続きや申請書類等についてを案内します。

なお、就労等の状況変更について連絡がないまま、利用調整において保育施設の決定を受けた場合や保育を必要としない状況となった場合は、利用内定が取り消されることがあります。

Q5、診断書に指定の書式はありますか？（保護者が疾病等の理由で、お子さんを保育できない場合）

A5、子どもみらい課子育て支援係作成の「主治医の診断書(意見書)」を準備していますが、医療機関所定の「診断書」でも受付可能です。なお、「診断書」をご提出いただく場合は、保育が困難である・介護が必要である等、お子さんを家庭で保育することができない事項を医師に記載してもらってください。

Q6、利用開始後に仕事を辞めた場合、どうなりますか？

A6、保育を必要とする事由がなくなった場合は、利用終了(退園)となります。求職活動をする場合は、原則として3か月以内に就労証明書をご提出ください。

事業所への調査で実際に就労していないことが判明した場合、または仕事を辞めているにもかかわらず、連絡をしなかった場合は、その時点で教育・保育給付認定が取消となるため、退園となります。

保育施設の生活について

Q1、子どもが風邪を引いたときは、保育施設に預けられないのですか？

A1、保育施設は健康なお子さんをお預かりする施設ですので、お子さんに熱があるときは家庭内保育をしていただきます。病氣中で病状が軽度と判断され、入院を必要としない場合には病児保育を、回復期には病後児保育を利用できます。事前に登録・申込が必要となりますので、詳しくは、子どもみらい課 子育て支援係に問い合わせてください。

病児・病後児保育 → あいあいきつず(0996-26-0404)

利用料: 1日 1,000円(タクシーによるお迎えサービスを利用の際は、別途1,000円)

利用時間: 月・火・水・木・金曜日 8:30~17:30 土曜 8:30~16:30

休み 日曜・祝日・年末年始等

Q2、薬を保育施設で飲ませてもらえますか？

A2、原則として保育施設では薬を預かりません。

施設ごとで対応が異なりますので、各施設にご確認ください。

Q3、食物アレルギーがあるのですが、アレルギー給食は実施していますか？

A3、保育施設では、主治医の指示によりアレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食を可能な範囲で行っています。

なお、詳細については、事前に各施設に問い合わせただくか、見学の際にご確認ください。

アレルギーへの対応が必要な方の手続きについては、各保育施設の面談時にアレルギーの原因食材料を必ず申し出ただくとともに、医師の診断書等の提出をお願いします。

Q4、送迎のある保育施設はありますか？

A4、送迎を行っている保育施設は串木野・羽島・浜ヶ城・くしきの森・神村学園です。

なお、送迎の範囲や利用可能年齢などについては、直接施設に確認してください。

Q5、感染症の病気が治ってから利用する場合に、何か書類を提出する必要がありますか？

A5、医師の診察を受けたうえで、登園許可書を提出していただく場合があります。

保育園では、厚生労働省から発行されている「保育所における感染症ガイドライン」に基づき、「登園許可証明書」の提出が必要な場合があります。

書式は、各医療機関の書式でもかまいません。

保育料について

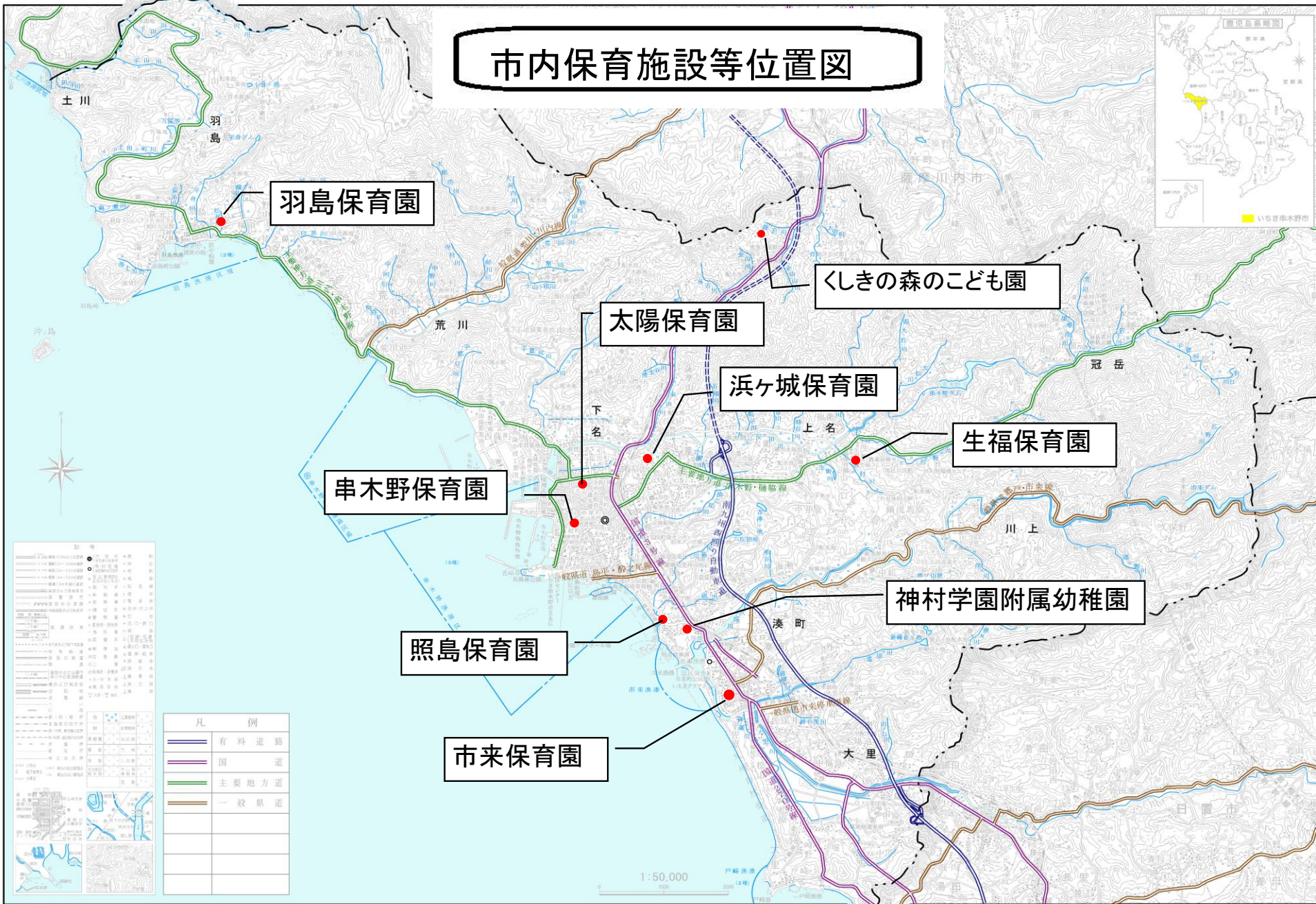
Q1、保育料は無料であるが、他にかかる費用はあるのか？

A1、保育施設の保育料は、令和5年4月1日から無償化になりました。

ただし、3歳以上の児童に係る給食費(副食費)は施設で徴収があります。また、保育施設においては実費(園服や園帽の費用、かばん代、教材費、各種教室費用、延長保育料、遠足バス代等)を徴収しているところ、また、認定こども園については、実費に加えて上乗せ徴収をしているところがありますので、直接施設にお支払いいただきます。

詳細は各施設に問い合わせてください。

市内保育施設等位置図



凡 例

	有料道路
	国 道
	主要地方道
	一般県道

令和6年度 いちき串木野市保育施設等概要

【保育所の概要】

※職員の状況及び定員については、令和5年10月1日現在です。(翌年度予定含む)

串木野保育園	設置者	宗教法人 浄寶寺		施設長名	島津 知道	
	所在地	いちき串木野市本浜町 38 (浜町)		電話番号	32-1779	Fax 32-5121
	定員	50名	保護者会の有無	有	開所時間	7:00 ~ 18:30
	職員の状況	常勤保育士8名・非常勤保育士8名・栄養士1名・調理員4名・事務その他2名				
	保育標準時間	7:00 ~ 18:00	保育標準時間延長保育料	18:00 ~ 18:30 (一人100円/30分)		
	保育短時間	8:30 ~ 16:30	保育短時間延長保育料	7:00~8:30 16:30~18:30(一人100円/30分)		
	送迎バス	無料 (8時~9時・16時~17時) 2歳の誕生日より利用出来ます(自宅付近まで送迎可能)				
	その他経費	園児服・体操服・帽子等		HP: http://kushikinohoikuen.kobira01.info/		
	保育方針	主な年間行事 (保育内容)				
	「ともに生き、ともに育ちあう 保育を実践しよう」 当園は東シナ海を一望できる高台にあり、甕島の島影や船の往来が見える自然豊かな環境の中で、心身ともにすこやかに育つ保育を目指します。 ・食育や防災訓練を通して命の大切さを学びます。 ・隣接する公園を利用し、体力作りをすると共に、地域の方との交流をはかります。	4月 入園式・花まつり 10月 消防署見学 5月 運動会 11月 親子遠足 7月 七夕会・カレー作り 12月 お遊戯会 8月 お楽しみ会 (年長) 2月 豆まき会・保育参観 9月 防災体験学習 (年中) 3月 ひな祭り会・卒・修園式 (毎月実施) 避難訓練・身体測定・お誕生会・本堂参拝 規律訓練 (年長)・体育遊び (月2回) 3・4・5歳児 内科検診 (年2回) 歯科検診 (年1回) (通年実施) 食育 (野菜づくり・クッキング等)・フッ化物洗口				
特別保育等の実施予定	① 0歳児保育 ② 障がい児保育事業 ③ 世代間交流事業 (老人福祉施設訪問等)		④ 地域の特性に応じた保育需要への対応 ⑤ 延長保育事業			

【保育所の概要】

※職員の状況及び定員については、令和5年10月1日現在です。(翌年度予定含む)

羽島保育園	設置者	社会福祉法人 羽島福祉会		施設長名	岩下 振一郎	
	所在地	いちき串木野市羽島 3595-3		電話番号	35-0045	Fax 35-0363
	定員	50名	保護者会の有無	有	開所時間	7:00 ~ 18:30
	職員の状況	常勤保育士7名・非常勤保育士10名・調理員2名・事務その他3名				
	保育標準時間	7:00 ~ 18:00	保育標準時間延長保育料	18:00 ~ 18:30 (一人100円/30分)		
	保育短時間	8:30 ~ 16:30	保育短時間延長保育料	7:00~8:30, 16:30~18:30 (一人100円/30分)		
	送迎バス	無料 登園: 7:50~8:50 降園: 16:00~17:00, 17:45~18:30 (18:00以降1人100円)				
	その他経費	体操服・帽子・通園かばん等				
	保育方針	主な年間行事 (保育内容)				
	安心、信頼してお子さまを預けていただける施設運営を目指します。 「生涯学習の土台を培う場」として、豊かな自然と子どもたちが安心して過ごせる保育環境の中で、子どもたち一人ひとりの姿に寄り添った援助に努め、さまざまな経験をとおして生きる喜びを感じられる保育を目指します。	4月 入園式・進級式 11月 人形劇・収穫祭 5月 運動会 12月 おゆうぎ会 7月 保育参観 1月 もちつき 8月 夕涼み会 マラソン大会 9月 そうめん流し 2月 なわとび大会 10月 自然探検 3月 お別れ遠足 一日遠足 卒園式・修了式 マーチング活動: さのさ祭り・南方神社奉納祭 地かえて祭り・太郎太郎祭り (毎月実施) 避難訓練・お誕生会・身体測定 (隔週実施) 音楽指導・楽しい英語・わんぱく体操・フッ化物洗口				
特別保育等の実施予定	① 0歳児保育 ② 障がい児保育事業 ③ 世代間交流		④ 延長保育事業 ⑤ 一時預かり保育			

【保育所の概要】

※職員の状況及び定員については、令和5年10月1日現在です。(翌年度予定含む)

浜 ヶ 城 保 育 園	設置者	社会福祉法人 浜ヶ城福祉会		施設長名	児島 喜代子			
	所在地	いちき串木野市浜ヶ城 12011-1 (浜ヶ城)		電話番号	32-4712	Fax	32-4872	
	定員	50名	保護者会の有無	有	開所時間	7:00 ~ 18:30		
	職員の状況	常勤保育士10名・非常勤保育士3名・栄養士1名・調理員2名・その他5名						
	保育標準時間	7:00 ~ 18:00	保育標準時間延長保育料	18:00 ~ 18:30 (一人100円/30分)				
	保育短時間	8:30 ~ 16:30	保育短時間延長保育料	7:00 ~ 8:30, 16:30 ~ 18:30 (一人100円/30分)				
	その他経費	体操服・カラー帽子代 等						
	H P	http://www.hamagajo.ed.jp		メール	info@hamagajo.ed.jp			
	保 育 方 針				主な年間行事 (保育内容)			
	<p>保育園は、未来を担う乳幼児を育む場です。私たちは、子どもたちを自律させつつ健やかに育てるために、日々の保育や行事を通して、生きる力の基礎を培うことをめざしています。</p> <p>① 年齢に応じた遊び・運動・制作などさまざまな体験活動を通して、心身ともに健康で元気な子に育てる。</p> <p>② 豊かな自然環境や広い菜園を活かした保育を行う。菜園で季節の野菜を育て、給食の食材として用いる。</p> <p>③ 行事等を通して、四季の移り変わりを感じられる保育をおこなう。</p> <p>④ 家庭と協力し衣食など自分のことは自分でする基本的な生活習慣の確立を図る。</p> <p>⑤ 異年齢の園児や異世代の方などと幅広く交流し人間関係を広げ、挨拶や礼儀・素直さと思いやりの心を育てる。</p> <p>⑥ 人間教育「リトミック」をとりいれ、身体表現・想像力・リズム感・集中力などを養う。</p>				<p>4月 入園式・よもぎ餅づくり ・野菜苗植え・茶摘み</p> <p>5月 内科/歯科検診・さつま芋・苗植え</p> <p>6月 消防訓練・保育相談</p> <p>7月 七夕まつり・プール遊び</p> <p>8月 保育参観</p> <p>9月 敬老会・月見団子づくり ・歯科衛生指導</p> <p>10月 運動会・1日遠足・芋掘</p> <p>11月 みかん狩り・不審者対策訓練・お出かけ保育(年長児)</p> <p>12月 おゆうぎ会・クリスマス会 焼き芋会</p> <p>1月 初詣・ぜんざい会・保育参観・卒園記念品づくり</p> <p>2月 節分・消防訓練・保育相談 小学校見学(年長児)</p> <p>3月 ひなまつり・お別れ遠足 ・交通安全教室・卒園式</p> <p>(毎月実施) 避難訓練・おにぎりの日・食育 ・リトミック教室 (2回)・誕生会</p>			
	特別保育等の実施予定	① 0歳児保育 ② 障がい児保育事業 ③ 世代間交流事業 (季節菓子づくり等)		④ 育児講座・育児と仕事の両立支援事業 ⑤ 延長保育事業				

【保育所の概要】

※職員の状況及び定員については、令和5年10月1日現在です。(翌年度予定含む)

太 陽 保 育 園	設置者	社会福祉法人 太陽福祉会		施設長名	吉尾 美千代			
	所在地	いちき串木野市西塩田町 73-1 (汐見町)		電話番号	32-7910	Fax	32-7932	
	定員	70名	保護者会の有無	有	開所時間	7:00 ~ 19:00		
	職員の状況	常勤保育士11名・非常勤保育士5名・支援員職員4名・栄養士1名・調理員2名・事務その他3名						
	保育標準時間	7:00 ~ 18:00	保育標準時間延長保育料	18:00 ~ 19:00 (一人100円/30分)				
	保育短時間	8:30 ~ 16:30	保育短時間延長保育料	7:00~8:30 16:30~19:00(一人100円/30分)				
	その他経費	園児服・通園かばん・帽子 他		H P	https://kkids2.net/taiyo/			
	保 育 方 針				主な年間行事 (保育内容)			
	<p>本園は開設以来子どもの体力作りに力点を置き、心身共に強い子どもの育成に職員一丸となって取り組んでいます。善悪の区別のつく子ども、生あるものを愛する心を培う保育をめざしています。</p> <p>保育園は遊びの場です。そして遊びの中で教育の面も考え、専門指導員のもと英語遊びや体力指導も実施しています。</p> <p>子どもたちが楽しく怪我・事故無く一日を過ごせる様明るい雰囲気のある保育園作りをめざします。</p>				<p>入園式、運動会、遠足、発表会、卒園式 保育参加・参観、高齢者福祉施設・病院 デイケア施設訪問他</p> <p>(月2回) 体操教室・茶道教室 (毎月) 学習あそび・英語あそび ・誕生会・避難訓練・園外保育</p> <p>(年2回) 健康診断 (内科)・歯科検診 (年6回) おすもう大会 他</p>			
	特別保育等の実施予定	①0歳児保育 ②世代間交流事業 (老人福祉施設訪問等) ③ 延長保育事業		④ 育児支援センター (※サークルあり。随時受付 TEL 33-0192)				

【保育所の概要】

※職員の状況及び定員については、令和5年10月1日現在です。(翌年度予定含む)

生 福 保 育 園	設置者	社会福祉法人 生福笑顔会		施設長名	川崎 秀弥	
	所在地	いちき串木野市生福 8671 (大六野)		電話番号	32-3359	Fax 32-3528
	定員	50名	保護者会の有無	有	開所時間	7:00 ~ 19:00
	職員の状況	常勤保育士6名・非常勤保育士8名・調理員5名・事務その他1名				
	保育標準時間	7:00 ~ 18:00	保育標準時間延長保育料	18:00 ~ 19:00 (一人100円/30分)		
	保育短時間	8:00 ~ 16:00	保育短時間延長保育料	7:00~8:00 16:00~19:00(一人100円/30分)		
	その他経費	園児服・体育服・帽子・通園かばん等				
	保 育 方 針			主な年間行事 (保育内容)		
	子ども・保護者・職員が笑顔になれる環境づくりを目指します。 保育理念 一人ひとりの笑顔を大切にする保育園 保育方針 ・子供の笑顔、保護者の笑顔、保育者の笑顔を大切に共に寄り添う保育に努めます。 ・明るく元気に、のびのびと一日が過ごせるような保育に努めます。 ・自然豊かな環境で、地域の人々との繋がりを大切にしたい保育に努めます。			4月 入園式・わくわく参観(小運動会) 12月 クリスマス会・餅つき 6月 保育相談会 7月 夕涼み会・プール遊び・保小中引き渡し訓練 1月 保育相談会 8月 プール遊び・夜まで保育 2月 豆まき・わくわく参観 9月 わくわく参観・交通安全教室 3月 発表会 10月 大運動会 お別れ遠足・卒園式 (毎月実施) 身体測定・避難訓練・わくわくDay(体操・わらべうた) (通年実施) 野菜・クッキング *フッ化物洗口(4歳児5歳児)		
	特別保育等の実施予定	① 0歳児保育 ④ 地域高齢者とのふれあい ② 障がい児保育事業 ⑤ 延長保育事業 ③ 世代間交流事業(老人福祉施設訪問等) ⑥ 一時的保育				

【保育所の概要】

※職員の状況及び定員については、令和5年10月1日現在です。(翌年度予定含む)

照 島 保 育 園	設置者	社会福祉法人 太陽福祉会		施設長名	吉尾 逸郎	
	所在地	いちき串木野市照島 5320 (酔之尾)		電話番号	32-3324	Fax 32-3514
	定員	90名	保護者会の有無	有	開所時間	7:00 ~ 18:30
	職員の状況	常勤保育士16名・非常勤保育士6名・調理員4名・事務その他2名				
	保育標準時間	7:00 ~ 18:00	保育標準時間延長保育料	18:00 ~ 18:30 (一人100円/30分)		
	保育短時間	8:30 ~ 16:30	保育短時間延長保育料	7:00 ~ 8:30, 16:30 ~ 18:30 (一人100円/30分)		
	その他経費	体操服・通園かばん・園児服など				
	H P	http://kkids2.net/terushima/				
	保 育 方 針			主な年間行事 (保育内容)		
	当園は日常の保育や諸行事を通じ協調性や忍耐力を身につけさせ達成感の喜びが感じられる様な保育に努めます。又茶道やちびっ子体操を取り入れ、心身共に健康で善悪の区別がしっかりできる人間に成長できるよう保育します。照島海岸に面した自然豊かな環境と広い園庭の中で伸び伸びと育てられるよう保育し、職員一丸となってより良い保育所作りに努めています。			4月 入園式・照島神社大祭参加 11月 みかん狩り 5月 保育相談・春の遠足 12月 お遊戯会・潮風園餅つき大会 6月 保育参観・七夕訪問 小学生との交流会 7月 夏祭り・プール遊び 1月 避難訓練 8月 プール遊び・消防署による避難訓練 2月 節分・保育相談 9月 敬老訪問 潮風園との交流会 10月 運動会・親子遠足 3月 お別れ遠足・卒園式 毎月(2回) 茶道教室 幼児体操 毎月(1回) お誕生会 交通安全指導など 毎月(1回) 英会話教室(年中・年長)		
特別保育等の実施予定	① 0歳児保育 ③ 異年齢児交流事業 ② 世代間交流事業(老人福祉施設訪問等) ④ 延長保育事業					

【保育所の概要】

※職員の状況及び定員については、令和5年10月1日現在です。(翌年度予定含む)

市来保育園	設置者	社会福祉法人 市来福祉会		施設長名	鶴屋 富雄	
	所在地	いちき串木野市湊町1丁目253(日ノ出町)		電話番号	36-2166	Fax 36-2324
	定員	90名	保護者会の有無	有	開所時間 7:00～19:00	
	職員の状況	常勤保育士11名、非常勤保育士11名、調理員5名				
	保育標準時間	7:00～18:00	保育標準時間延長保育料	18:00～19:00(一人100円/30分)		
	保育短時間	8:30～16:30	保育短時間延長保育料	7:00～8:30 16:30～19:00(一人100円/30分)		
	その他経費	体操服、帽子、絵本(希望者)等				
	保育方針			主な年間行事(保育内容)		
	保育園は子どもにとって「昼間の家」です。職員は一丸となって、一人ひとりの子どもの心の安定を図りながら、愛情込めて、保育しています。 ○やる気のある子ども ○思いやりのある子ども ○感性豊かな子ども チアダンス(年長児)を通して、忍耐力、集中力を培い、成就感を味わう。			4月 入園式 5月 一日遠足 6月 小運動会 7月 七夕会 8月 保育参観 10月 運動会 11月 ピクニック 12月 おゆうぎ会 餅つき会 プールあそび 夏祭り 2月 保育参観 3月 お別れ遠足・卒園式 (毎月実施)お誕生会・身体測定・避難訓練 ・幼児体操(月2回)・チアダンス・英語あそび		
	特別保育等の実施予定	① 0歳児保育 ② 障がい児保育事業 ③ 世代間交流事業(老人福祉施設訪問等) ④ 地域高齢者とのふれあい ⑤ 延長保育事業 ⑥ 一時的保育 ⑦ 学童保育(市来小学校空き教室)				

【認定こども園の概要】

※職員の状況及び定員については、令和5年10月1日現在です。(翌年度予定含む)

くしきの森のこども園(幼保連携型認定こども園)	設置者	学校法人 串木野学園		施設長名	井上 恒夫	
	所在地	いちき串木野市金山15822-1(金山)		電話番号	32-3700	Fax 32-2348
	定員	30名(2号・3号)、55名(1号)		保護者会の有無	有	開所時間 7:00～19:00
	職員の状況	常勤保育士15名、非常勤保育士11名、調理員4名、事務その他6名				
	1号認定	8:00～13:30	1号認定延長保育	13:30～18:00(1号預かり無償)土曜長期含		
	2・3号保育(標準)	7:00～18:00	2・3号保育(標準)延長保育	18:00～19:00(200円/1回利用)		
	2・3号保育(短)	8:30～16:30	2・3号保育(短)延長保育	7:00～8:30 16:30～18:00 18:00～19:00(200円/1回利用)		
	その他経費	延長保育料・被服費・教育費・施設整備費・※バス代(2歳児クラスより※利用する場合)				
	バス利用	2歳児クラスより利用可能		HP	https://gansenji.wixsite.com/morinokodomoen	
	保育方針			主な年間行事(保育内容)		
	～ねがい～ 人としての人間形成の大切な幼児期における発育の重要性を家庭と共有しながら、ひとりひとりの幼児が、幸せな生活のできる「いしずえ」を築き、豊かな保育環境と仏教的情操教育のなかで、心身の調和的な発達をはかる。 ～保育目標～ ① 家庭的なくつろいだ雰囲気の中で、個々の子どもの欲求を十分に満たし、健康と情緒の安定を心がける。 ② 子どもの個性と年齢に応じた幼児期としての望ましい生活習慣の自立を援助すると共に、健やかな心と身体の発達をはかる。 ③ 自然の中でのあそびと生活体験			1学期 ・入園式・はなまつり・保育参観 ・家族交流会・お泊り保育 2学期 ・運動会・遠足・保育参観・発表会 3学期 ・七草・保育参観・卒園式 (毎月実施)誕生会・避難訓練・体操教室・音楽遊び ノーメディアデー (毎週実施)仏参(仏様の前で、お参りしてお話をききます)		
特別保育等の実施予定	① 0歳児保育 ② 一時預かり事業 ③ 子育て支援事業 ④ 延長保育事業 ⑤ 障がいをもつ子どもと共に育ちあう保育 ⑥ 社会や地域の人と交流し、いろいろな文化にふれる事業					

【認定こども園の概要】

※職員の状況及び定員については、令和5年10月1日現在です。(翌年度予定含む)

神村学園附属幼稚園 (幼保連携型認定こども園)	設置者	学校法人 神村学園		施設長名	神村 慎二	
	所在地	いちき串木野市別府 3970 番地		電話番号	21-2072	Fax 21-2072
	定員	60名(2号・3号) 75名(1号)		保護者会の有無	有	開所時間 7:00 ~ 19:00
	職員の状況	保育教諭 19名, 非常勤保育教諭 9名, 事務その他 5名, 看護師 1名, 栄養士・調理員 6名				
	1号認定	9:00 ~ 15:00	1号延長保育料	7:00 ~ 19:00 (100~500円/1回)		
	2・3号保育(標準)	7:00 ~ 18:00	2・3号延長保育料(標準)	18:00 ~ 19:00 (100円/30分)		
	2・3号保育(短)	8:30 ~ 16:30	2・3号延長保育料(短)	7:00~8:30・16:30~19:00(100円/30分)		
	その他経費	園児服・体操服等・誕生会費・図書費等		HP	angel.kamimura.ac.jp/pr/	
	保 育 方 針			主な年間行事(保育内容)		
	神村学園の建学の精神『実学による人間性豊かな人柄教育』に基づき、「元気な子・考える子・やさしい子・素直な子・落ち着いたのある子」を園訓に掲げ、人格形成の基礎となる乳幼児期に子ども一人ひとりの個性を大切に、人間性豊かな人柄教育を行います。総合教育学園の利点を最大限に活かし、英語・体操・音楽の専門教諭による指導やチアリーディング・サッカー・バスケットボール・ヤマハ音楽教室・硬筆など様々な活動や感動体験を通して、個々の持っている力を伸ばせるような保育環境を保護者とともに作りあげていきます。			【主な行事】 春 入園式・親子遠足・芋植え・交通安全教室 夏 七夕・お泊まり保育・ボディペイント・プール 秋 お月見団子作り・運動会・芋掘り・エンジェルスフェスティバル 冬 お遊戯会・クリスマス会・もちつき・音楽発表会 ひな祭り・お別れ遠足・お別れ会・卒園式・修了式 (毎月実施) 誕生会・避難訓練・身体測定 (毎週実施) 音楽教室・体操教室・(英語教室:年長・年中) プレスクール (小学校体験:年長のみ) (課外活動) サッカークラブ・チアリーディング		

- | | | | |
|------------|------------|-----------|----------|
| 特別保育等の実施予定 | ① 0歳児保育 | ③ 世代間交流事業 | ⑤ 延長保育事業 |
| | ② 異年齢児交流事業 | ④ 子育て支援事業 | |

～その他の施設(幼稚園や企業主導型保育施設)～

保育施設とは異なり、利用を希望する場合には、それぞれの園へ申込が必要です。

<幼稚園>

公立幼稚園	所在地	定員	電話
市来幼稚園	大里 3731	35 人	0996-36-3188
私立幼稚園	所在地	定員	電話
友愛幼稚園	住吉町 94	25 人	0996-32-2915

<企業主導型保育施設>

企業主導型保育	所在地	定員	電話
KURA 保育園	栄町 4 番地 1	19 人	0996-41-4237



教育・保育給付認定申請書 兼 現況届出書

記入例 **保育園、認定こども園(保育部分)用** 月 ○日

保護者氏名 **鹿児島 太郎**
 いちき串木野市に住民票がある方を保護者欄に記載。
 次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定について **①申請します。**
 初めてのの方は①を、認定済みの方は②を○で囲む。 **②現況を届け出ます。**

申請に係る	氏名	生年月日	性別	認定者番号 <small>※既に認定済みの場合</small>
手帳所持(無・有)及び種類に○を記入	かごしま じろう 鹿児島 次郎	令和 ○年 6月 6日生 (△歳)	男・女	123
障害者手帳の情報	無・有 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)			既に認定済みの方のみ記

※年齢は令和6年4月2日現在の年齢を記入。年齢は令和6年4月2日現在の年齢を記入。

保護者氏名	保護者住所	連絡先
(ふりがな) かごしま たろう	いちき串木野市	自宅 0996 - 33 - 5618
鹿児島 太郎	湊町1丁目1番地	携帯(父) 090 - 0000 - 0000 携帯(母) 080 - 0000 - 0000
令和5年1月1日の住所	<input type="checkbox"/> いちき串木野市 <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村(鹿児島) (市・町・村)	
ひとり親世帯等の状況	非該当・ 該当 (<input type="checkbox"/> ひとり親世帯等 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯)	
生活保護の適用の状況	非該当・ 該当 (平成 年 月 日保護開始)	
保育の利用希望の有無(*1)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 : 保護者の希望する場合一ひとり親世帯・生活保護世帯等の該当・非該当に○を記入。該当する場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> を記入。 <input type="checkbox"/> 無 : 幼稚園等の入園希望者は、有に○を記入。	

(*1) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)をいいます。

①保育を必要とする事由 ※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ場合は記入して下さい。

父親の状況		母親の状況	
必要とする事由	確認書類	必要とする事由	確認書類
<input checked="" type="checkbox"/> 就労	<input checked="" type="checkbox"/> 就労証明書	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子手帳	<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産	<input checked="" type="checkbox"/> 母子手帳
<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 診断書(意見書)	<input type="checkbox"/> 疾病・障害	<input type="checkbox"/> 主治医の診断書(意見書)

①保育を必要とする事由(父・母親の状況)は、該当する欄にを記入し、各確認書類を添えて、提出してください。

その他 市が求める書類
備考

②世帯の状況(同じ住居に居住している) 妊娠中の方で、令和6年4月以降に乳児を利用希望するの方については、利用希望月を必ず記載してください(記載のないときは、利用できない場合がありますので、ご注意ください)。

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業	同居/別居	住所記載
児童の世帯員	(ふりがな) かごしま たろう 鹿児島 太郎	父	昭和55年1月1日生	男・女	東京自動車(株)	同居	鹿児島市鴨池新町10-1 単身赴任
	(ふりがな) かごしま はなこ 鹿児島 花子	母	昭和58年7月8日生	男・女	桜島大学病院(妊娠中)	同居/別居	妊娠中(○年○月利用希望)
	(ふりがな) かごしま さくら 鹿児島 桜	姉	平成○年9月6日生	男・女	〇〇小学校3年	同居/別居	
	(ふりがな) かごしま いちろう 鹿児島 一郎	兄	平成○年4月1日生	男・女	〇〇保育園	同居/別居	在園児
	(ふりがな) かごしま じろう 鹿児島 次郎	本人	平成○年6月6日生	男・女	〇〇保育園	同居/別居	新規申込児
	(ふりがな) さつま とらひこ 薩摩 虎彦	祖父	昭和27年8月3日生	男・女	無職	同居/別居	身体障害者手帳1級

(*2)該当する方(同居または別居)に○を付けてください。

③ 祖父母の状況

②の世帯と同居している場合、「同居」としてください。

父方	祖父				祖母			
	氏名	鹿児島 太五郎	年齢	63	氏名	鹿児島 梅子	年齢	58
住所	日置市伊集院町郡1丁目100番地				日置市伊集院町郡1丁目100番地			
	対象児との状況				同居・ 別居			
就労・疾病	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (就労先 串木野電気)				<input type="checkbox"/> 就労 (就労先)			
	<input type="checkbox"/> 疾病 (症状番号)				<input checked="" type="checkbox"/> 疾病 (症状番号 ②・⑤)			
	<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度)				<input type="checkbox"/> 在宅 <input checked="" type="checkbox"/> 通院(週 3 日程度)			
	<input type="checkbox"/> 入院・施設入所				<input type="checkbox"/> 入院・施設入所			
	<input type="checkbox"/> 死別				<input type="checkbox"/> 死別			
	<input type="checkbox"/> 離婚				<input type="checkbox"/> 離婚			
母方	祖父				祖母			
	氏名	薩摩 虎彦	年齢	62	氏名	薩摩 篤姫	年齢	67
住所	いちき串木野市湊町1丁目1番地				介護施設に入所中			
	対象児との状況				同居・ 別居			
就労・疾病	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 (就労先 農業)				<input type="checkbox"/> 就労 (就労先)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 疾病 (症状番号 ⑩)				<input type="checkbox"/> 疾病 (症状番号)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度)				<input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 通院(週 日程度)			
	<input type="checkbox"/> 入院・施設入所				<input checked="" type="checkbox"/> 入院・施設入所			
	<input type="checkbox"/> 死別				<input type="checkbox"/> 死別			
	<input type="checkbox"/> 離婚				<input type="checkbox"/> 離婚			
症状番号	①神経痛 ②高血圧 ⑧骨折 ⑨脳内出血				④糖尿病 ⑤心臓病 ⑥リュウマチ ⑦統合失調症 ⑩その他(症状番号欄に具体的に記入してください)			

※ 児童の両親以外の同居(もしくは同居)している親族(祖父母等)が対象児の保育をできない場合に限られます。65歳未満の親族(祖父母等)が同居(もしくは近隣に居住)している場合は、支給認定基準を

* 施設記載欄

受付年月	
施設(専)	
担当者氏	
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定(平成 年 月 日))・無
備考	

③祖父母の状況は、保護者情報の次に大事な部分です。就労・疾病(在宅・通院・入院・死別・離婚)にを記入し、就労先及び症状は詳細に記入してください。

* いちき串木野市記載欄

受付年月日	
認定の可否	
可・否(否とする理由)	
平成	
支給(入所)の可否	支給(利用)期間
可・否(否とする理由)	自平成 年 月 日
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]	至平成 年 月 日
入所施設(事業者)名	
<input type="checkbox"/> 認定こども園(<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型(<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)	
備考	

施設記載欄及びいちき串木野市記載欄は
記入の必要はありません。

記入例

保育施設等利用申込書

所長 殿

令和 5年 11月 ○日

保護者氏名 鹿兒島 太郎

次のとおり、保育施設等の利用を申し込みます(*1)。

住 所		連 絡 先	
いちき串木野市 湊町1丁目1番地		自宅	0996 - 33 - 5618
		携帯(父)	090 - 0000 - 0000
		携帯(母)	080 - 0000 - 0000
児 童 氏 名		生年月日	性別
(ふりがな) かがしま いちろう		令和元年 5月 5日生	男・女
鹿兒島 一郎			

利用を希望する期間は、生年月日で違います。

①利用を希望する期間は、6ページの保育利用(希望)の最長期間(早見表)を参照の上、記入してください。

利用を希望する期間	令和6年 4月 1日 から 令和7年 3月 31日 まで		
希望する 利用曜日・時間 (*1)	利用曜日	利用時間	
	月 曜日から 土 曜日まで	7時00分から18時00分まで	
認定区分	<input type="checkbox"/> 教育部分 保育園、認定こども園(保育部分)の希望者は、こちらに <input checked="" type="checkbox"/> を記入。 <input checked="" type="checkbox"/> 保育部分の利用を希望する(2号・3号認定) <small>保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育</small>		
支給認定番号	() ※既に市の支給認定を受けており、支給認定証をお持ちの方は、ご記入ください		
利用を希望する 施設(事業者)名 (*2)	施設(事業者)名・希望理由(*3)		
※現在保育施設を利用 中の方で、引き続き同じ 保育施設を希望の方は、 第1希望のみで可	第1希望	〇〇保育園	(希望理由) 在園しているため
	第2希望	□□こども園	(希望理由) 父の職場に近いため
	第3希望	△△保育園	(希望理由) 母の職場に近いため

新規利用希望者は、第3希望まで必ず記入。

- (*1)幼稚園・認定こども園(教育部分)の利用のみを希望する場合は提出不要です。
- (*2)幼稚園・認定こども園(教育部分)を経由して市に提出する場合は記入不要です。
- (*3)小規模保育等を利用しており、連携施設を利用希望の場合は、その旨も記入してください。
- (*4)市記載欄のため、申請時に記入は不要です。

②他の小学校就学前の兄弟姉妹の状況

区 分	兄弟姉妹の氏名
<input checked="" type="checkbox"/> 同じ保育所等・幼稚園等の利用を申し込んでいる。	新規の兄弟利用児 鹿兒島 次郎
<input type="checkbox"/> 申込先と同じ保育所等・幼稚園等を利用している。	継続兄弟利用児
<input type="checkbox"/> 別の保育所等・幼稚園等に利用の申込みをしている。 理由(兄弟児と別々でも〇〇保育園を利用させたいため	新規の別施設利用兄弟児
<input type="checkbox"/> 別の保育所等・幼稚園等を利用している。 理由(〇〇保育園を利用できなかったため	別施設継続兄弟利用児
<input type="checkbox"/> 次の理由で申し込んでいない。 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用している。(施設名 <input type="checkbox"/> 勤務先等に連れて行っている <input type="checkbox"/> 親族等がみている。 <input type="checkbox"/> その他 (利用待機のため認可外施設に預ける場合、病気等で利用できない場合等

記入例

税情報等の提供及び同意について

いちき串木野市長 殿

いちき串木野市が保育施設等（施設型給付費
必要な市町村税の情報（同一世帯を含む。）及び
した利用者負担額について、保育施設等に対して提示する
令和 年 月 日

記名（印刷文字や代筆など）に印鑑を押すか、
本人自筆をしてください。

意します。

提出日を記載

住 所 いちき串木野市湊町1丁目1番地

保護者（父親） 鹿兒島 太郎

保護者（母親） 鹿兒島 花子

令和5年1月1日現在、 いちき串木野市に住民登 録がありますか。	父親	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村（ 鹿兒島 ） 市・町・村
	母親	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 他の市町村（ ） 市・町・村
※他の市町村の方は、下記の個人番号（マイナンバー）を必ず記載してください。令和5 年1月1日に住民登録のある市町村発行の令和5年度所得課税証明書（控除の内訳が記載 されているもの）を父母分提出していただく場合があります。		
令和6年1月1日現在、 いちき串木野市に住民登 録がありますか。	父親	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> 他の市町村（ 鹿兒島 ） 市・町・村
	母親	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 他の市町村（ ） 市・町・村
※他の市町村の方は、下記の個人番号（マイナンバー）を必ず記載してください。令和6 年1月1日に住民登録のある市町村発行の令和6年度所得課税証明書（控除の内訳が記載 されているもの）を父母分提出していただく場合があります。		

教育・保育給付認定書 兼 現況届出書にある ②世帯の状況 に記入した者のうち、同じ住居に居
住している 18歳以上の親族、また単身赴任等の別居者の個人番号を記入してください。

氏名	児童との続柄	個人番号(マイナンバー)											
鹿兒島 太郎	父	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
鹿兒島 花子	母	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
薩摩 虎彦	祖父	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4

※個人番号（マイナンバー）は、保育料の算定や保育の利用を必要とする理由を確認するために
使用するもので、正確に記入してください。

※保護者氏名欄は、記名押印又は署名をお願いします。

※保育施設等は、この用紙及び記載内容をコピー・転記その他記録することを厳禁とします。

誓 約 書

私は、児童（ 鹿児島 一郎 ）の保育園等の利用申込にあたり、下記のことを遵守いたします。

1 保育に関しては、下記①から⑥について遵守いたします。

- ①いちき串木野市長及び各保育園（所）長の指示に従うこと。
- ②登園時間までには、傷疾等やむを得ない場合を除き、必ず登園させること。
- ③傷疾等による帰園及び罹患後の登園については、各保育園（所）の指示に従うこと。
- ④保育園（所）に連絡をせずに、無断で欠席しないこと。
- ⑤保育園（所）の集金は滞納しないこと。
- ⑥保育園（所）の物品（衣類等）及び消耗品（紙おむつ等）等を借用した場合は、必ず返却又は同等品を返納すること。

上記誓約に違約し、利用承諾期限内であっても退所勧告等の処分を受けたとしても、異議はありません。

令和 年 月 日

提出日を記載

記名(印刷文字や代筆など)に印鑑を押すか、本人自筆をしてください。

保 護 者 住 所 いちき串木野市湊町1丁目1番地
 氏 名 鹿児島 太郎 (鹿児島)
 生年月日 昭和55年1月1日生

配 偶 者 等 住 所 いちき串木野市湊町1丁目1番地
 氏 名 鹿児島 花子 (鹿児島)
 生年月日 昭和58年7月8日生

※氏名欄は、記名押印又は署名をお願いします。

いちき串木野市長 殿

記入例

転入に関する誓約書

いちき串木野市長 殿

私及び下記児童は、保育施設等の利用（希望）開始日前日までに、下記内容のとおりいちき串木野市内に転入しますので、いちき串木野市の特定教育・保育施設等への利用を申し込みます。

なお、下記のとおり転入及び利用手続きを行わなかった場合は、教育・保育給付認定及び利用決定を取り消されても異議を申し立てません。

記名（印刷文字や代筆など）に印鑑を押すか、本人自筆をしてください。

令和 ○年 ○月 ○日



保護者： 鹿児島 太郎

連絡先： 090-0000-0000

申請に係る小学校 就学前の児童 氏名・生年月日	鹿児島 一郎 (令和○年 4月 5日)		
	鹿児島 次郎 (令和○年 6月 6日)		
	(令和 年 月 日)		
第1希望の 特定教育・保育施設等	○○保育園		
提出時点での住所	鹿児島市鴨池新町 10-1		
転入後の住所	いちき串木野市 湊町1丁目1番地		
転入予定日	令和 ○年 ○月 ○日		
保育施設等の 利用（希望）開始日	令和 ○年 4月 1日		
同居予定者 ※住所を共にしている 場合に限らず、同じ住居に 居住するすべての方を記入 してください。	氏 名	続 柄	生 年 月 日
	鹿児島 太郎	父	昭和 55年 1月 1日生
	鹿児島 花子	母	昭和 58年 7月 8日生
	鹿児島 桜	姉	平成 24年 9月 6日生
	鹿児島 一郎	対象児	令和○年 4月 5日生
	鹿児島 次郎	対象児	令和○年 6月 6日生
	薩摩 虎彦	祖父	昭和 27年 8月 3日生

※保護者氏名欄は、記名押印又は署名をお願いします。

保育関係施設名	児 童 氏 名	認定者番号 <small>※既に認定済みの場合のみ記入</small>
〇〇保育園	鹿児島 一郎	記入例
児童との続柄 <small>※いずれかに〇</small>	鹿児島 次郎	
① 父 ・ 母		

求職活動申立書兼誓約書

令和〇年〇月〇日

いちき串木野市長 様

住 所：いちき串木野市湊町1丁目1番地

保護者氏名：鹿児島 花子

私は、上記のとおり求職活動中または保育施設等利用決定後、3か月以内になります。

記名（印刷文字や代筆など）に印鑑を押すか、本人自筆をしてください。

なお、3か月以内に就労しなくなり、退園（所）

現在の求職活動について、該当する箇所に☑を記入
雇用保険受給者証又は、ハローワークカード所持の方は添付してください。

現在の求職活動について、該当する欄に☑を記入してください。

- 雇用保険を受給中の方（雇用保険受給者証の写しを添付）
- ハローワークを利用している方（ハローワークカードの写しを添付）
- その他
 - ・求人情報誌や新聞等の求人広告により行っている。
 - ・インターネットの求人情報サイトにより行っている。
 - ・知人等の照会により行っている。
 - ・その他（ ）
- 現在、求職活動を行っていない（保育施設等の利用開始後に行う予定）

※雇用保険受給者証及びハローワークカードの原本をお持ち頂くと、写しは市役所子どもみらい課でコピーいたします。

※保護者氏名欄は、記名押印又は署名をお願いします。